



平成 30 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 俊 昭
(コード番号 1898 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務人事部長 打越 誠
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、東京都、東京港埠頭株式会社および成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札における独占禁止法違反行為に関し、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関しまして、株主様、お取引先様はじめ関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、このたびの処分を厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令順守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成 30 年 6 月 22 日から平成 30 年 7 月 21 日までの 30 日間

3. 業績に与える影響

今後の状況により、業績予想の修正等が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

以 上